

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱の施行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱（平成30年3月16日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(認証申請)

第3条 要綱第7条第1項の規定による認証の申請は、リサイクル製品認証申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 要綱第7条第2項第1号に掲げる第5条第2項第2号の品質性能に係る認証基準に適合することを証する書類は、次の各号に掲げる機関（以下「公的機関」という。）により検査された検査結果の報告書とする。

- (1) 登録試験事業所（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。）
- (2) 環境計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。以下同じ。）
- (3) 一般財団法人熊本県建設技術センター、一般財団法人日本品質保証機構、公益社団法人九州機械工業振興会、一般財団法人建材試験センターその他これらに類する試験機関又は委託を受けて材料試験を行い、その結果を委託者に告知することを業として行う者（自社又は自社の関連会社及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を除く。）

3 要綱第7条第2項第1号に掲げる第5条第2項第3号の環境安全性に係る認証基準に適合することを証する書類は、環境計量証明事業所により検査された検査結果の報告書とする。

4 要綱第6条第2項により代理申請を行う場合は、委任状（任意様式）を必要とする。

(認証書)

第4条 要綱第7条第6項に規定する認証書は、認証書(様式第2号)によるものとする。

(認証更新申請書)

第5条 要綱第8条第1項の規定による認証の更新は、認証リサイクル製品更新申請書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等届出書)

第6条 要綱第10条の規定による変更、中止又は承継の届出は認証リサイクル製品変更等届出書(様式第4号)により行うものとする。

(製造等の管理及び記録)

第7条 要綱第11条第2項に規定する製造等の管理は、品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況その他の製造等の管理事項について、別表の品目の項に掲げる品目について、同表の製造等又は保管等の確認事項の項に掲げる確認を確認頻度の項に掲げる頻度で行うものとする。

2 前項の規定による確認のうち品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況に係るものの確認のための検査機関は、公的機関(環境安全性に係る場合は、環境計量証明事業所とする。)とする。

3 要綱第11条第3項の知事が必要と認めるものは、再生資源の入手の経路及び供給者、製品の製造、保管、販売等の状況、製造等の管理に係る検査年月日並びに検査方法とする。

(知事への報告)

第8条 要綱第11条第4項の規定による基準の適合状況の報告は、別表品目の項に掲げる品目について、同表製造等又は保管等の確認事項を、認証リサイクル製品製造等管理報告書(様式第5号)により、同表報告頻度の項に掲げる頻度ごとに行うものとする。

2 要綱第11条4項の規定による販売実績及び価格等の報告は、認証リサイクル製品の価格及び販売実績報告書(様式第6号)により、毎年4月30日までに行うものとする。

3 前各項に規定するもののほか、知事から報告を求められた事項については、必要な事項について報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部とする。ただし、第3条第1項に定めるリサイクル製品認証申請書及び第5条に定めるリサイクル製品更新申請書にあつては、正本1部、副本1部とする。

附 則

この要領は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)10月6日から施行する。

別表

品目		製造等又は保管等の確認事項	確認頻度	報告頻度
1	再生資源を含有したコンクリート	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
2	再生資源を含有したコンクリート二次製品（セメントコンクリート二次製品）	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
3	再生資源を含有した外装材	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
4	植生基材	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
5	木質系資材（土木建設資材）	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
6	木質系資材（その他）	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
7	普通肥料	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
8	特殊肥料	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
9	印刷用紙	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
10	バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—

11	バイオディーゼル 燃料 (B100)	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
12	プラスチック製品	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
13	廃石膏を使用した 製品	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—

リサイクル製品認証申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 〒 TEL FAX

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、リサイクル製品の認証について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. リサイクル製品の品目	
2. リサイクル製品の概要	商 品 名
	寸法・規格
	主 な 仕 様 ・ 目 的
	販 売（予 定） 年 月 日
3. 製造等を行う工場又は事業場	名 称
	所 在 地
4. 原材料となる再生資源等の状況	再生資源の種 類
	再生資源の含 有 率
	供 給 者 の 名 称、住 所
	発 生 場 所 の 名 称、所 在 地
	年 間 受 入 量
	料 金 等

5. リサイクル 製品の価格 及び販売の 状況（見込 み）	参 考 価 格			
	前 期 販 売 実 績			
	年 間 製 造 予 定 量			
	月 間 供 給 可 能 量			
	製 品 の 供 給 区 域			
	主 な 販 売 者			
	主 な 納 入 実 績			
6. リサイクル製品の製造等に 係る行政庁の許可、認可、免 許等の取得状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （「有」の場合は許可証の名称及び許可番号等） {			
7. 要綱第6条第1項第2号 （廃棄物処理法第14条第 5項第2号イからへ）の該 当状況	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <small>（廃棄物処理法 第14条第5項 第2号イからへ までのいずれか に該当する）</small> <small>（廃棄物処理法 第14条第5項 第2号イからへ までのいずれに も該当しない）</small> ※非該当の場合は、様式 第1号別紙の申立書を添 付すること。	要綱第6条第1項第3号 （暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有する もの）の該当状況	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <small>（暴力団又は暴 力団員と密接な 関係を有するも のである）</small> <small>（暴力団又は暴 力団員と密接な 関係を有するも のではない）</small>	
8. 生活環境保全対策の概要				
9. リサイクル製品の製造・ 品質管理方法				

10. 製造等の管理、記録及び報告に係る実施計画	①品質性能 又は品質 管理事項		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		報告		
		備考		
	②環境安全 性		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		報告		
		備考		
	③その他の 管理事項		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		備考		
	④その他の 記録事項	<input type="checkbox"/> その他 ()		

<p>11. 環境負荷の増減状況</p>	<p>再生資源を含有しない製品（新材製品）を使用した場合と比較した環境負荷の増減状況</p> <p>ア 製造段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由： </p> <p>イ 流通段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由： </p> <p>ウ 使用消費段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由： </p> <p>エ 廃棄段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由： </p> <p>オ リサイクル（<input type="checkbox"/>可能 <input type="checkbox"/>不可能 <input type="checkbox"/>実施済み） 理由： </p> <p>カ リサイクル段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由： </p> <p><small>注）根拠資料等があれば添付すること。</small></p>
<p>12. 【添付書類等】</p>	<p><input type="checkbox"/>①申請者の登記事項証明書 <input type="checkbox"/>②申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料 <input type="checkbox"/>③製造工場等の付近見取り図 <input type="checkbox"/>④品質性能に係る検査結果書の写し <input type="checkbox"/>⑤環境安全性に係る検査結果書の写し <input type="checkbox"/>⑥品質管理に関する資料 a 製造工場等の工場内配置図 b 申請製品の製造設備の概要 c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図） d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表） e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者 <input type="checkbox"/>⑦製品又は製品の見本及び製品の写真 <input type="checkbox"/>⑧製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用） <input type="checkbox"/>⑨製品のパンフレット、説明書等 <input type="checkbox"/>⑩会社案内、パンフレット等</p>

<p>担当者 連絡先</p>	<p>所属・氏名</p>	
	<p>所在地</p>	〒
	<p>電話番号等</p>	<p>(TEL) (FAX)</p>
	<p>E - m a i l</p>	
	<p>ホームページアドレス</p>	

申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に該当しない旨を記載した書類

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下において「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人で役員又は政令で定める使用人（※2）のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請書に記載する下記の者は、上記第1号から第12号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 _____

名称及び代表者名 _____

記

- (1) 申請者
- (2) 法定代理人
- (3) 役員（法人の場合は、役員（監査役を含む）及び役員に準じる支配力を有すると認められる者（株主、顧問、相談役等）を含む）

※1 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、次のとおり。

- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 振動規制法
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ダイオキシン類対策特別措置法
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

様式第2号（第4条関係）

認証番号 熊本県第 号

認 証 書

住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条の規定に基づき、認証を受けた製品であることを証する。

熊本県知事

認 証 年 月 日	
認 証 の 有 効 期 限	
リサイクル製品の品目	
商 品 名	
寸 法 ・ 規 格	
製造等を行 う工場又は 事業所	名 称
	所 在 地
再 生 資 源 の 種 類 及 び 含 有 率	
認 証 条 件	

様式第3号（第5条関係）

認証リサイクル製品更新申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 〒 TEL FAX

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、認証リサイクル製品の更新について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認 証 番 号		
1. リサイクル製品の品目		
2. リサイクル 製品の概要	商 品 名	
	寸法・規格	
	主 な 仕 様 ・ 目 的	
	販 売 (予 定) 年 月 日	
3. 製造等を行 う工場又は 事業場	名 称	
	所 在 地	
4. 原材料とな る再生資源 等の状況	再生資源の 種 類	
	再生資源の 含 有 率	
	供 給 者 の 名 称、住 所	
	発 生 場 所 の 名 称、所 在 地	
	年 間 受 入 量	
	料 金 等	<input type="checkbox"/> 有価購入 <input type="checkbox"/> 無料引取 <input type="checkbox"/> 処分料受領

5. リサイクル 製品の価格 及び販売の 状況（見込 み）	参 考 価 格			
	前 期 販 売 実 績			
	年 間 製 造 予 定 量			
	月 間 供 給 可 能 量			
	製 品 の 供 給 区 域			
	主 な 販 売 者			
	主 な 納 入 実 績			
6. リサイクル製品の製造等に 係る行政庁の許可、認可、 免許等の取得状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （「有」の場合は許可証の名称及び許可番号等） ()			
7. 要綱第6条第1項第2号 （廃棄物処理法第14条第 5項第2号イからへ）の該 当状況	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <small>（廃棄物処理法 第14条第5項 第2号イからへ までのいずれか に該当する）</small> <small>（廃棄物処理法 第14条第5項 第2号イからへ までのいずれに も該当しない）</small> ※非該当の場合は、様式 第1号別紙の申立書を添 付すること。	要綱第6条第1項第3号 （暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有する もの）の該当状況	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <small>（暴力団又は暴 力団員と密接な 関係を有するも のである）</small> <small>（暴力団又は暴 力団員と密接な 関係を有するも のではない）</small>	
8. 生活環境保全対策の概要				
9. リサイクル製品の製造・ 品質管理方法				

10. 製造等の管理、記録及び報告に係る実施計画	①品質性能 又は品質 管理事項		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		報告		
		備考		
	②環境安全 性		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		報告		
		備考		
	③その他の 管理事項		内容	頻度（報告予定月）
		管理 及び 記録		
		備考		
	④その他の 記録事項	<input type="checkbox"/> その他 （ ）		

<p>11. 環境負荷の増減状況</p>	<p>再生資源を含有しない製品（新材製品）を使用した場合と比較した環境負荷の増減状況</p> <p>ア 製造段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由：</p> <p>イ 流通段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由：</p> <p>ウ 使用消費段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由：</p> <p>エ 廃棄段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由：</p> <p>オ リサイクル（<input type="checkbox"/>可能 <input type="checkbox"/>不可能 <input type="checkbox"/>実施済み） 理由：</p> <p>カ リサイクル段階（<input type="checkbox"/>増大する <input type="checkbox"/>変わらない <input type="checkbox"/>低減する） 理由：</p> <p>注) 根拠資料等があれば添付すること。</p>
<p>12. 【添付書類等】</p> <p>※要領に定めるところにより、必要とされる義務（検査の実施・報告、変更届の提出等）が履行されている場合は、②～⑩については省略可</p>	<p><input type="checkbox"/>①申請者の登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/>②申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料</p> <p><input type="checkbox"/>③製造工場等の付近見取り図</p> <p><input type="checkbox"/>④品質性能に係る検査結果書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>⑤環境安全性に係る検査結果書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>⑥品質管理に関する資料</p> <p> a 製造工場等の工場内配置図</p> <p> b 申請製品の製造設備の概要</p> <p> c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図）</p> <p> d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表）</p> <p> e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者</p> <p><input type="checkbox"/>⑦製品又は製品の見本及び製品の写真</p> <p><input type="checkbox"/>⑧製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）</p> <p><input type="checkbox"/>⑨製品のパンフレット、説明書等</p> <p><input type="checkbox"/>⑩会社案内、パンフレット等</p>

担当者 連絡先	所属・氏名	
	所在地	〒
	電話番号等	(TEL) (FAX)
	E - m a i l	
	ホームページアドレス	

認証リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

認証事業者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条の規定により、認証を受けた製品について、同要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届出します。

認 証 番 号		商 品 名	
変 更 前		変 更 後	

※変更事項とその内容を記載すること。

担当者 連絡先	所 属 ・ 氏 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号 等	(TEL) (FAX)
	E - m a i l	
	ホ-ムペ-ジアドレス	

認証リサイクル製品製造等管理報告書

年 月 日

熊本県知事 様

認証事業者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条の規定により、認証を受けた製品について、同要綱第11条第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届出します。

認 証 番 号		商 品 名	
	確 認 内 容	確 認 年 月 日	備 考
品質性能又は 品質管理事項			
環 境 安 全 性			
そ の 他			

※品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況を証する書類を添付すること。

担当者 連絡先	所 属 ・ 氏 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号 等	(TEL) (FAX)
	E - m a i l	
	ホームページアドレス	

認証リサイクル製品の価格及び販売実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

認証事業者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第7条の規定により、認証を受けた製品について、同要綱第11条第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届出します。

認 証 番 号				商 品 名		
現在の価格						
販 売 実 績	期 間： 年 月 日から 年 3月31日					
	規 格	販 売 量			総販売額 (円)	
		うち熊本県分	うちその他の 自治体及び国分			
①認証製品の 販 売 実 績						
②認証製品と同規 格の新材製品（※） の 販 売 実 績						
備 考						

※同規格の新材製品とは、認証製品の品目が、「生コンクリート（18-8-20）」であれば、「生コンクリート（18-8-20）」のように、製品規格が同じで、原料に再生資源を使用していないものをいう。

担当者 連絡先	所 属 ・ 氏 名				
	所 在 地	〒			
	電 話 番 号 等	(TEL)		(FAX)	
	E - m a i l				